

松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例 の改正案について

(略称 松江市障がい者差別解消条例)

障害者差別解消法の改正に伴い、標記条例において必要な改正を行う。

○改正の方向 法律に規定されていることは、条例に新たに盛り込みは行わない。

事業者による合理的配慮の提供に関連する項目は改正を行う。

新旧対照表【案】

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| ○松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例 平成28年7月4日 | ○松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例 平成28年7月4日 |
| 目次～第4条 略 (市民等の役割) | 目次～第4条 略 (市民等の役割) |
| 第5条 市民等及び事業者は、第3条に定める基本理念にのっとり、障がいに対する理解を深めるとともに、市が実施する障がいのある人への差別及び虐待をなくすための取組に協力するよう努めるものとする。 | 第5条 市民等及び事業者は、第3条に定める基本理念にのっとり、障がいに対する理解を深めるとともに、市が実施する障がいのある人への差別及び虐待をなくすための取組に協力するよう努めるものとする。 |
| 2 市民等_____は、障がいのある人から自らの意思によって合理的配慮を求められた場合には、最大限の配慮に努めなければならない。 | 2 市民等 <u>及び事業者</u> は、障がいのある人から自らの意思によって合理的配慮を求められた場合には、最大限の配慮に努めなければならない。 |
| 3 <u>事業者は、障がいのある人から自らの意思によって合理的配慮を求められた場合には、必要かつ合理的な配慮をしなければならない。</u> | |
| <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> 事業者による合理的配慮の提供義務を盛り込み ※文言について、総務課法制部門で継続して整理検討中 </div> | |
| 第6条～第10条 略 (相談) | 第6条～第10条 略 (相談) |
| 第11条 障がいのある人、その家族等、 <u>事業者</u> 、その他関係者は、差別等事案について、市に相談することができる。 | 第11条 障がいのある人、その家族等_____その他関係者は、差別等事案について、市に相談することができる。 |
| <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> 市に相談できる人として、事業者を明記(従前と意味が変わるものではない) ※文言について、総務課法制部門で継続して整理検討中 </div> | |
| 2 略 | 2 略 |
| 第12条～第17条 略 | 第12条～第17条 略 |